

令和7年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【別府市】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

目次

第1章	実証事業の概要	3
1.1.	背景・目的	3
1.1.1.	背景	3
1.1.2.	目的	3
1.2.	実証事業の内容	4
1.3.	業務プロセス	5
1.4.	スケジュール・実施体制	6
1.4.1.	スケジュール	6
1.4.2.	実施体制	7
1.5.	本業務に要する費用	8
第2章	連携するデータ項目の選定・準備	9
2.1.	データ項目の検討・取得可能性調査	9
2.2.	データ項目の選定結果	9
2.3.	データの準備・加工	19
2.3.1.	アナログ情報のデジタル化	19
2.3.2.	データの加工	19
2.3.3.	名寄せ	20
2.4.	データの準備に係る諸課題への対応	21
第3章	判定基準の検討	22
3.1.	判定基準の設計過程	22
3.2.	判定基準に用いたデータ項目	22
3.3.	判定基準の特徴	23
第4章	個人情報の取扱いに係る整理	24
4.1.	個人情報授受に係る法的整理	24
4.1.1.	個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー	24
4.1.2.	法的整理の進め方・体制	24
4.1.3.	法的整理の結果	25
4.2.	個人情報等の取扱いにおける留意点	26
4.3.	プライバシー保護への対応	27
第5章	仕組みの構築	29
5.1.	システムの概要及びデータ連携方式	29
5.1.1.	システムの概要	29
5.1.2.	データ連携方式及びシステム構成	29
5.2.	データ連携機能及び判定機能の構築	30

5.2.1.	データ連携機能及び判定機能とその活用方法	30
5.2.2.	実証事業における工夫及び今後の課題.....	31
第 6 章	支援への接続.....	32
6.1.	システムによる判定の結果	32
6.1.1.	基本連携データ項目以外の項目による抽出.....	32
6.1.2.	基本連携データ項目による抽出	32
6.2.	支援に向けた人による絞り込み	32
6.2.1.	人による絞り込みの手法.....	32
6.2.2.	人による絞り込みの結果.....	33
6.3.	実際の支援事例.....	33
6.3.1.	こども等に対する取組内容	33
6.3.2.	こども等に対する支援の実施結果.....	34
6.4.	現行支援の在り方の見直し	35
6.5.	支援・見守りの効果的な手法.....	36
第 7 章	事業効果の評価・分析.....	37
7.1.	データ連携による抽出結果の全体像	37
7.2.	有用と考えられるデータ項目.....	37
7.3.	こどもデータ連携の取組効果の分析	38
第 8 章	考察・まとめ.....	42
8.1.	実証事業を通じて得られた示唆	42
8.2.	課題・令和 8 年度以降の取組	44

第1章 実証事業の概要

1.1. 背景・目的

1.1.1. 背景

別府市では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもたちが自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、切れ目なくこどもの状況を把握・サポートし、すべてのこどもの健やかな成長やウェルビーイングの推進につながる環境づくりを推進するための体制強化に取り組んでいる。体制強化を図るために、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、別府市が保有しているこどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを連携し、分析・検証することで、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）で効果的な支援につなげることを目的とした「別府市こども見守りシステム事業（以下、こども見守りシステム事業）」を令和4年度から開始した。「こども見守りシステム事業」は、令和4年度に要保護児童対策地域協議会（以降、要対協と表記）の支援対象となっている要支援児童の各種データベースの構築を行った。令和5年度は「貧困」・「不登校」を重点的政策目的とし、市内の0歳から18歳までのこどもに関するデータを一元化したデータベースを構築し、先行自治体を参考にした市独自の「判定ロジック」により見守り判定をすることで支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出した。令和6年度は、「こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、判定ロジックを用いた抽出と、基本連携データ項目の該当数を踏まえた抽出を行った。データによって抽出したこどもについて「こども見守りシステム」支援担当者会議（以下、「支援担当者会議」）で支援の必要性を検討し、支援が必要と判断されたこどもに対して学校教育課を中心にアプローチを実施した。

1.1.2. 目的

令和6年度までの事業実施を踏まえ、令和7年度は、実証事業開始前に収集したデータや困難の種類と関連が深いと考えられる「生活習慣」等のデータを新たに収集・分析することで、データ分析の高度化を図り、より有用な支援策の検討・実施を目指した。

1.2. 実証事業の内容

令和7年度は、令和6年度と同様、「こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、判定ロジックを用いた抽出と、基本連携データ項目の該当数を踏まえた抽出を行った。データによって抽出したこどもについて支援担当者会議で支援の必要性を検討し、支援が必要と判断されたこどもに対して学校教育課を中心にアプローチを実施した。

図表 1-1 令和7年度の実証事業概要

対象とする困難の種類	貧困・不登校
実施事項（第1章）	「こども見守りシステム」に各課からこどもに関するデータを連携し、リスク分析を実施した。令和7年度は実証事業開始前に収集したデータや困難の種類と関連が深いと考えられる「生活習慣」等のデータを新たに収集し、より有効な支援策の検討・実施を図った。
データ連携・支援の対象となったこどもの範囲（第1章）	市内に住む18歳以下のこども14,427名
連携するデータ項目の選定（第2章）	令和6年度に検討したデータ項目を基に、令和7年度の連携データ項目を選定した。新たに生活習慣等調査情報を収集した。
判定基準の検討（第3章）	令和6年度に検討した判定基準を踏まえ、「貧困」「不登校」それぞれに関連のあるデータ項目を複合的に判定ロジックに使用することで、困難を抱えていると思われるこどもを抽出した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（第4章）	令和6年度に検討した内容に基づき、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理を実施した。 令和7年度実証事業においては、首長部局で保有する情報を内部利用する場合及び首長部局以外の行政機関から提供を受けるデータ共に「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。令和8年度は首長部局で保有する情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき特定した利用目的のための内部利用及び外部提供と

	して整理した。
仕組みの構築（第5章）	令和6年度同様、Salesforceの基盤システムを用いて開発した「こども見守りシステム」を運用した。
システムによる判定の実施（第6章）	「基本連携データ項目以外の項目」と「基本連携データ項目」を用いて、2種類の判定を実施した。 システムによる判定の結果、市内に住む18歳以下のこども14,427名中、基本連携データ項目以外の項目による判定で10名、基本連携データ項目による判定で20名を抽出した。
支援に向けた人の目による絞り込み（第6章）	システム判定されたこどもについて、子育て支援課、こども家庭課、学校教育課職員にて支援担当者会議で情報共有及び支援方針の検討を行った。
支援の実施（第6章）	システムによる判定に加え、人の目による支援等の必要性の確認を行い、8名のこどもに対して支援を実施した。
事業の評価・分析（第7章）	令和6年度実証事業と同様の指標を用いて、定量的に事業効果を測定した。 また、副次的な効果についても整理した。

1.3. 業務プロセス

令和7年度実証事業では、以下図表 1-2 に示すとおりに支援プロセスを実施した。「こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、基本連携データ項目の該当項目数上位20名に加え、基本連携データ項目以外の項目への該当数上位10名を抽出した。抽出したこどもについては、支援担当者会議にて、各課の持つ情報を踏まえ困難の種類の整理・支援方針や支援の担当課の決定を行った。その後、困難の種類への該当状況により、こども家庭センターや学校に検討結果を提供し、支援に接続した。

1.4.2. 実施体制

令和7年度実証事業の実施体制は、以下図表 1-4 のとおり。実施体制は、令和6年度実証事業において既に構築済であるため、令和7年度実証事業においては令和6年度の体制を引き続き維持し、事業を推進した。具体的には、子育て支援課が総括管理主体となり、庁内外の関係各所に協力を依頼し、事業を推進した。

図表 1-4 令和7年度実証事業の実施体制

分類		団体・部署	担う役割
総括管理主体	別府市	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> システム運用管理 データ項目の選定 支援対象児童の抽出 データの提供
保有・管理主体	別府市	ひと・くらし支援課	<ul style="list-style-type: none"> データの提供
		子育て支援課	
		こども家庭課	
		健康推進課	
		市民課	
		障害福祉課	
		学校教育課	
分析主体	別府市	一般社団法人 EVIDENCE STUDIO	<ul style="list-style-type: none"> 分析業務
		株式会社オーイーシー	<ul style="list-style-type: none"> 有識者意見聴取
		半熟仮想株式会社	<ul style="list-style-type: none"> システムの効果検証 システム精度向上の提案等
活用主体	別府市	市内小中学校・教育相談センター こども家庭センター ひと・くらし支援課	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象児童への支援実施 支援内容記録等の報告
	別府市	子育て支援課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果の提供 教育関連の事業

分類		団体・部署	担う役割
			統括 ・ 支援方針等の検討補助 ・ 教育現場との連携
		こども家庭センター	・ 妊娠期からこども、子育て家庭に関する相談支援窓口 ・ 要対協の調整機関

1.5. 本業務に要する費用

令和7年度実証事業に要する費用は以下のとおり。

図表 1-5 令和7年度実証事業の見積費用

区分	費目	小計（円）
データの取得に必要な経費	過去データの収集・整理事業（既存項目のデータ収集・統合・データ変換に必要な費用）	2,500,000
事業効果の評価・分析等に必要な経費	データ分析事業（必要なデータの収集・分析費用）	3,048,182
事業効果の評価・分析等に必要な経費	新たな支援方法の提案事業（必要なデータの収集・分析費用）	2,800,000
その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	事業進行、報告書の作成、データ郵送費、有識者謝金等	3,200,000
その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	生活習慣等調査事業（児童の主観データ取得のための新規アンケートの作成・実施に係る費用）	2,088,182
合計（税抜）		13,636,364
合計（税込）		15,000,000

第2章 連携するデータ項目の選定・準備

2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

令和7年度実証事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理した上で取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）で定義された19のデータ項目である。

別府市では、令和6年度実証事業時点で、図表 2-1 に示す項目の検討を行い、利用を開始していた。また、令和5年度に別府市独自のシステムを開発しており、「貧困」・「不登校」と関連性の高いと考えられるデータ項目について、既に利用を開始していた。

令和7年度実証事業でこどもの生活傾向の情報を収集するため、生活習慣等調査情報を新規に利用開始した。

令和7年度実証事業において利用したデータ項目は以下図表 2-1 及び図表 2-2 にて示す。

2.2. データ項目の選定結果

2.1 を踏まえて、令和7年度実証事業にて連携するデータ項目及び保有・管理主体は以下のとおり。

なお、令和7年度実証事業において活用するデータについては、次の①～③のとおりに取り扱う。

- ① データの取得から原則5年で削除するものとする（別府市文書管理規程別表第4第4種(4)「調査、統計、報告、証明等に関する文書」参照）。
- ② データは現年度年齢19歳の時点で削除するものとする。
- ③ ①及び②に係るデータの保存期間については、事務の執行状況等を勘案した上、別府市文書管理規程第41条(保存期間の見直し)の規定の適用を考慮するものとする。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
		令和7 年度	過年度			
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	○		要対協システム	こども家庭課
2	一時保護児童票_（こども氏名）	×	×	要対協システム内で経過記録の一部として記録されており、抽出不可能であるため。	要対協システム	こども家庭課
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診結果_3 歳児健診受診日	○	○		健康管理システム	こども家庭課
4	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/1 歳 6 か月児健診アンケート	○	○		健康管理システム	こども家庭課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
		令和7 年度	過年度			
	(出来事) 感情的に叩いた/3歳児健診アンケート (出来事) 感情的に叩いた					
5	3~4 か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	○	○		健康管理システム	こども家庭課
6	3~4 か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1歳6	○	○		健康管理システム	こども家庭課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
		令和7 年度	過年度			
	か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった					
7	3~4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	○		健康管理システム	こども家庭課
8	3~4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6	○	○		健康管理システム	こども家庭課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
		令和7 年度	過年度			
	か月児健診 アンケート _（出来 事）子ども を激しく揺 さぶった					
9	1歳6か月 児健診結果 _パーセン タイル値 （体重）/3 歳児健診結 果_パーセ ンタイル値 （体重）/ 健康診断一 般_体重	○	○		健康管理シス テム（1歳6か 月・3歳児 分） 校務支援シス テム（小中学 生分）	こども家庭課 学校教育課
10	精神障害者 保健福祉手 帳情報_主 たる精神障 害コード	○	○		MICJET MISALIO シス テム（障害者 福祉システ ム）	障害福祉課
11	障害児支援 申請決定情 報_受給者 証番号	○	○		MICJET MISALIO シス テム（障害者 福祉システ ム）	障害福祉課
12	出欠の記録 _欠席日数	○	○		校務支援シス テム	学校教育課
13	遅刻日数	○	○		校務支援シス テム	学校教育課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム 名等	データ管理主体
		令和7 年度	過年度			
14	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	×	×	ヤングケアラーのアンケートは実施しているが、一部のデータであり、希死念慮までは取れていないため。また、学校独自のものはあるが、統一された規格は存在しないため。	—	学校教育課 こども家庭課
15	妊娠届出情報_届出時 妊娠週数	×	×	こどもに紐づいたデータが存在しないため。ただし、当データに該当する保護者は特定妊婦のため、要対協にて管理する。	—	こども家庭課
16	妊婦健診結果_受診日	×	×	こどもに紐づいたデータが存在しないため。ただし、当データに該当する保護者は特定妊婦のため、要対協にて管理する。	—	こども家庭課
17	産婦健診結果_EPDS 評価点数	×	×	評価点数をデータ形式にて管理していない	紙媒体（アンケート回答をしていない場	こども家庭課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		令和7年度	過年度			
				め。また政策的（貧困・不登校）との関連性が強いとは認められないため、利用しないこととした。	合は点数が記載されていない)	
18	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	○	○		生活保護システム	ひと・くらし支援課
19	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	○	○		MICJET MISALIO システム（児童扶養手当システム）	子育て支援課
以下、基本連携データ項目ではないが、過年度の実証事業において困難との関連性が高いと認められた項目						
20	虫歯の数	○	○		校務支援システム	学校教育課

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	関連する困難の類型	選定理由/その他特記事項	管理システム名等	管理主体
1	就学援助情報	○	○	貧困・不登校	経済的貧困のこどもを把握するためのデータ。就学援助は経済的支援が必要な世帯を対象とした制度であり、こどもの貧困との	Excel	学校教育課

No.	追加データ項目	利用有無(令和7年度)	利用有無(過年度)	関連する困難の種類	選定理由/その他特記事項	管理システム名等	管理主体
					<p>関連性が高い。虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。¹</p> <p>アセスメント項目の例として「経済問題(生活保護、借金、生活苦等)」があげられている。²</p> <p>不登校についてこどもの貧困や親の孤立を表す15～30%の層が(18歳未満のすべてのこどもの中の割合)、不登校や暴力行為などさまざまな問題に移行する可能性がある³と示されている³</p>		
2	学力調査情報	○	○	貧困・不登校	<p>こどもの基礎能力を把握するためのデータ。こどもの人的資本を図る上で、有用なデータであり、継続して把握することで、学業への取組の変化等を把握する。貧困について、こどもの成績が「やや下のほう」と「下のほう」を足し合わせた割合は「中央値の2分の1未満」の世帯では52%とな</p>	Excel	学校教育課

¹ こども家庭庁「こども虐待対応の手引き」,2024,

https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/hourei-tsuuchi/taiou_tebiki (2026年3月11日アクセス)

² 厚生労働省「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて 別紙2 児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」,2017,

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/f9eb4375/20230401_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_88.pdf (2026年3月11日アクセス)

³ 山野則子・小倉康弘・石田まり『見えない貧困, こども虐待などを背景にしたこどもへの支援システム作りスクリーニングの可能性』教育システム情報学会誌, 2021,

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsise/38/1/38_380108/_article/-char/ja (2026年3月11日アクセス)

No.	追加データ項目	利用有無(令和7年度)	利用有無(過年度)	関連する困難の種類	選定理由/その他特記事項	管理システム名等	管理主体
					<p>っている。⁴</p> <p>【不登校のきっかけ(学校に行きづらいつ感じ始めたとき)について、「先生のこと」、「身体の不調」、「勉強がわからない」などの割合が高い。⁵</p> <p>不登校の要因について「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたっている。⁶</p>		
3	体力調査情報	○	○	貧困・不登校	<p>こどもの基礎能力を把握するためのデータ。こどもの人的資本を図る上で、有用なデータであり、継続して把握することでこどもの体力、生活状況等の変化等を把握する。不登校のきっかけ(学校に行きづらいつ感じ始めたとき)について、「先生のこと」、「身体の不調」、「勉強がわからない」などの割合が高い。(脚注5と同様)</p> <p>「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」</p>	Excel	学校教育課

⁴ 内閣府「子供の生活状況調査の分析報告書」,2021,

<https://warp.ndl.go.jp/web/20230403094438/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html> (2026年3月11日アクセス)

⁵ 文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」,2021,

https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf (2026年3月11日アクセス)

⁶ 文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」,2022,

https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_jidou02-000023324-03.pdf (2026年3月11日アクセス)

No.	追加データ項目	利用有無(令和7年度)	利用有無(過年度)	関連する困難の種類	選定理由/その他特記事項	管理システム名等	管理主体
					「教職員との関係をめぐる問題」と多岐に渡っている。(脚注6と同様)		
4	予防接種情報	○	○	貧困・不登校	こどもを取り巻く環境等を把握することで、その傾向等を分析するとともに、必要な支援につなげていくための情報。	健康管理システム	健康推進課
5	住民基本台帳情報	○	○	—	複数のデータ連携の基盤として活用するため。	MICJET MISALIOシステム	市民課
6	認可保育所・幼稚園・認定こども園利用情報	○	○	貧困・不登校	4と同様	MICJET MISALIOシステム	子育て支援課
7	教育相談情報	○	○	貧困・不登校	4と同様	Excel	学校教育課
8	要日本語指導外国人受入情報	○	○	貧困・不登校	4と同様	Excel	学校教育課
9	学校	○	○	貧困・	4と同様	校務支援	学校

No.	追加データ項目	利用有無(令和7年度)	利用有無(過年度)	関連する困難の種類	選定理由/その他特記事項	管理システム名等	管理主体
	所属情報			不登校		システム	教育課
10	学校歯科検診情報	○	○	貧困・不登校	4と同様	校務支援システム	学校教育課
11	学校健診情報	○	○	貧困・不登校	4と同様	校務支援システム	学校教育課
12	生活習慣等調査情報	○	×	貧困・不登校	従来の行政データのみでは把握が困難であるこどもの生活傾向(睡眠時間、食事状況など)を把握するために利用している。	Excel	子育て支援課

2.3. データの準備・加工

2.3.1. アナログ情報のデジタル化

別府市では、令和7年度、アナログ情報のデジタル化は実施しなかった。アナログ情報のデータ化については令和8年度以降の申送り事項とする。

2.3.2. データの加工

データの連携にあたっては、主に以下の目的に対応するため、データの加工を実施した。

- ・ 教育委員会が保有するデータに対する宛名番号の附番
- ・ 個人情報のマスキング

主な加工内容及びツールは以下図表 2-3 のとおり。

図表 2-3 データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	宛名番号の附番（教育委員会のデータ）	教育委員会が保有するデータと住民基本台帳データの突合。
2	マスキング	宛名番号、世帯番号を別のコードへ変換。 特定の個人を識別できる情報（見守り判定結果・見守り判定名、宛名番号、世帯番号、氏名（漢字）、氏名（カナ）、生年月日、所属（園名）、所属（学校名））を削除。

2.3.3. 名寄せ

令和7年度別府市では、データ連携に当たり複数のシステムからデータを取得しているため、「統一キーが存在しない」という理由から名寄せが必要となった。具体的には、教育委員会にて保有するデータには宛名番号が附番されていなかったことから、住民基本台帳データと突合するため、名寄せが必要であった。

名寄せ作業は以下図表 2-4 の手順に沿って実施した。

図表 2-4 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	データクレンジング	各データソースのクレンジング（表記揺れへの対応）を実施。
2	標準化	氏名、住所等の表記を標準化。
3	マッチング	氏名漢字・氏名カナ・住所・学校・学年・クラス・出席番号などの情報を複合し名寄せキーとして使用。Excel の機能を用いて突合し宛名番号を附番。
4	目視確認	自動マッチングで判定できなかったレコードを目視で確認し、宛名番号を附番。

名寄せを実施した結果、教育委員会が保持するデータについては保護者からの申請書類に基づき学校現場で直接入力しているため、表記ゆれ等（「漢字とひらがなが混ざっている」「入力されていない項目がある」など）により宛名番号の附番が Excel の機能ではできないという課題が発生した。そのため、Excel の機能で附番ができなかったことについては目視による宛名番号の附番を実施した。また、同性同名同学年者については、事前に

対象者を Excel の機能により抽出しておくことで、追加の属性情報を用いて目視にて附番を実施した。

2.4. データの準備に係る諸課題への対応

教育委員会が保有するデータに対する宛名番号の附番や各課が保有するデータへのマスキング等の加工が必要な状態であったが、各課に加工を依頼するのではなく、元のデータ形式のまま受領し、総括管理主体である子育て支援課で加工を行うことでデータのズレ・ミスが少なくなった。

第3章 判定基準の検討

3.1. 判定基準の設計過程

本章では基本連携データ項目以外の項目における判定ロジック及び基本連携データ項目による判定ロジックについて記載する。

<基本連携データ項目以外の項目における判定ロジック>

基本連携データ項目以外の項目における判定基準の設計に当たっては、他市の判定ロジックを参照した。

①物的資源の欠如、②ヒューマンキャピタルの欠如、③ソーシャルキャピタルの欠如の項目を基準とし、①②③の3つの各項目の小分類、中分類の判定結果を基に大分類判定を行い、大分類の判定結果からA（リスク高）～C（リスク低）、リスクなしの4つに分類を行った。

抽出方法を検討する中で、A（リスク高）と判定されるこどもが約861名と、人による絞り込みを進めるには人数が多いことが課題となった。そのため、判定ロジックに加えて、

- ・ 小中学生に該当（未就学児、高校生以上は除外）
- ・ 要対協登録無し（要対協に既に登録されている場合は除外）
- ・ 生活保護に該当
- ・ 2024年10月から2025年3月までの期間に14日以上欠席があるこどもの4つの観点で絞り込みを行った。

<基本連携データ項目による判定ロジック>

基本連携データ項目による判定に至っては、令和7年度に別府市にて連携している14の基本連携データ項目のうち、半数の7項目以上該当するこどもを抽出した。

また、高リスク判定に当たっては、基本連携データ項目7項目以上の該当に加えて、2024年10月から2025年3月の欠席数が25日以上の子どもの観点で絞り込みを行った。

3.2. 判定基準に用いたデータ項目

算出した分析ロジックに用いたデータ項目は、以下図表 3-1 のとおり。

図表 3-1 分析に用いたデータ項目と選定理由

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
生活保護	○	別府市独自の判定基準①物的資源の欠如の兆候があるこども（経済的貧困こども、要保護児童）に該当するため。
児童扶養手当	○	同上
就学援助	×	同上
要対協情報	○	同上
学力調査情報	×	別府市独自の判定基準②ヒューマンキャピタルの欠如の兆候があるこども（基礎能力が著しく低いこども及び著しいマイナス変化があるこども）に該当するため。
体力調査情報	×	同上
出欠の記録_欠席日数	○	別府市独自の判定基準③ソーシャルキャピタルの欠如の兆候があるこども（不登校児童）に該当するため。

3.3. 判定基準の特徴

別府市で採用した判定基準は「貧困」「不登校」それぞれに関連のあるデータ項目を複合的に判定ロジックに使用することで、多様な観点から抽出を行うことができる点が優れている。一方、「貧困」「不登校」の要因を合わせた判定になっていることで、各困難の類型に特化して抽出することができておらず、ロジック精度を鈍らせている可能性があることが懸念される。また、A（リスク高）～C（リスク低）と判定されたこどもの人数が多いため、実際の支援につなげるために更なる絞り込みが必要であった。

令和7年度も令和6年度と同様の判定ロジックにて判定を行ったが、A判定のこどもは既に支援へ接続されていることが多かったため、こどもを抽出する判定ロジックの精度の高さを別府市にて把握することができた。

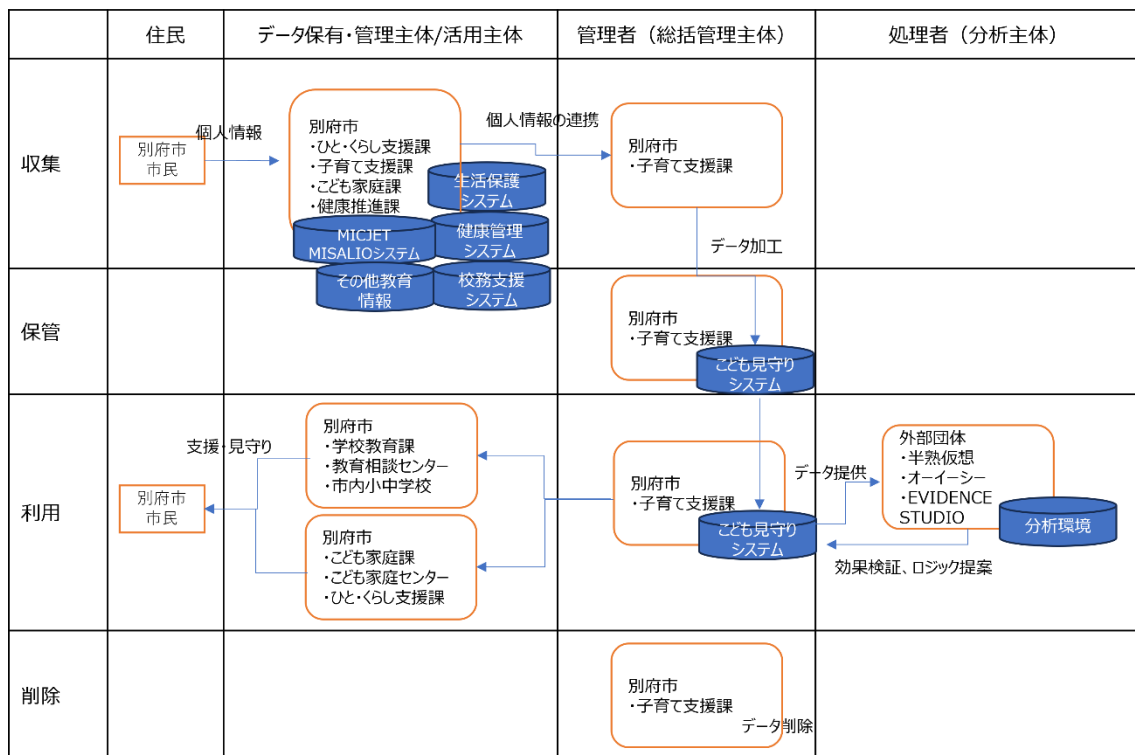
第4章 個人情報の取扱いに係る整理

4.1. 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1. 個人データ連携に関係する関係部署及び連携フロー

令和7年度実証事業においてデータ連携する業務フローは以下図表 4-1 のとおり。子育て支援課が「総括管理主体」、EVIDENCE STUDIO、株式会社オーイーシー及び半熟仮想株式会社が「分析主体」、市内小中学校、教育相談センター、学校教育課及びこども家庭センター等が「活用主体」としてデータのやり取りを行った。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2. 法的整理の進め方・体制

「個人情報保護法」への対応に当たり、令和6年度実証事業と同様、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）を参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②デー

タを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）を実施した。検討体制として、保有管理主体からの連携データ取得にかかる法的整理の検討に当たっては、庁内の法規担当部門との協議により法的整理観点を明確化し、観点の整理に当たっては、確認観点を各データ保有主体に連携し、課長決裁を取得するプロセスで整理した。なお、具体的な法的整理の観点としては、「別府市 こども見守りシステムガイドライン」や「こどもデータ連携ガイドライン」に基づき、収集するデータについて、特定した利用目的から逸脱していないか検討すること等が挙げられる。

また、データ取得及び取得したデータの取扱いにかかる安全管理措置については、庁内の情報セキュリティ担当部門との協議により整理した。

4.1.3. 法的整理の結果

令和7年度実証事業では、個人情報の取扱いに当たり、「こどもデータ連携の取組」の継続的な実施を見据え、令和7年度のみならず、令和8年度以降の利用目的の整理も実施した。

【令和7年度実証事業における取扱い】

首長部局で保有する個人情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく、目的外利用と整理した。

また、首長部局外の行政機関から提供を受けるデータについても、「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく目的外利用と整理した。

【令和8年度以降における取扱い】

首長部局で保有する個人情報を内部利用する場合において、各保有主体は、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、利用目的を特定した上で、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2）と整理し、総括管理主体はデータを取得する。

利用目的（首長部局内で保有するデータ）：潜在的な問題を抱えるこどもを早期に発見し、支援につなげるため。

また、首長部局以外の行政機関から提供を受けるデータについても、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、利用目的を特定し、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2）としての整理を試みたが、「別府市こども見守りシステムガイドライン」では「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく目的外利用と整理済みであったため、令和7年度と同様、「個人情報保護法第69条第2項

第3号」に基づく目的外利用と整理した。

しかし、本取組の継続的な実施を見据え、令和8年度以降は「個人情報保護法第61条第1項」及び「個人情報保護法第69条第1項」等による整理の可否について総務部総務課及び教育部学校教育課と更に協議した上、今後、「別府市こども見守りシステムガイドライン」等の一部を改めることも検討している。

4.2. 個人情報等の取扱いにおける留意点

令和7年度実証事業では、令和6年度実証事業にて検討した内容に基づき、以下5点を実施した。

① 個人情報ファイル簿の作成

個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、令和7年度実証事業で取り扱う個人情報に対しては個人情報ファイル簿を作成し、HPに公開した。

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/sisei/toukei_housei/jouhoukoukai/filebo.pdf

② 個人情報の取扱いの委託等

事業者選定においては、個人情報を取り扱う業務内容であることを考慮した実施体制となっているかを評価項目とし、業務委託契約書において「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を定めている。また当該事業者からの再委託を行う際は、再委託先が委託先と同等の義務を負うものとし、契約内容を遵守することを要件として承諾を行う等、十分な手続きを経るよう慎重に対応した。

③ 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

【組織的安全管理措置】

「別府市情報セキュリティ対策基準」に指定された情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定めている。また、システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、当該職員に限りユーザー登録を行っている。

【人的安全管理措置】

市職員に、定期的なセキュリティ研修を実施している。また、委託事業者（再委託先を含む。）は、情報セキュリティの確保を講じ、機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないことを要件とする。

【物理的安全管理措置】

端末は施錠のできる執務室での利用、若しくはセキュリティワイヤーにより固定

されており、持ち出し禁止となっている。

【技術的安全管理措置】

システムは、情報セキュリティの国際規格（ISO27001/27017/27018）の認証を取得し、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）にも登録されている安全性の高いシステムを採用している。また LGWAN ネットワークのみに接続しており、他のネットワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスやデータの外部への送信はできないよう制限されている。さらに、アクセスコントロールとして、「こども見守りシステム」にアクセスできる職員を限定しており、端末は、外部記憶装置が接続できないよう制限されている

④ 開示、訂正、利用停止請求への対応

「個人情報保護法」に基づく保有個人情報の開示請求等については、「別府市個人情報保護法施行条例」に具体的な事務手続が定められており、関係法令に基づき対応することとしている。

⑤ 自己点検・監査

自己点検・監査に関しては、年に1回の情報セキュリティ研修にて動画視聴・チェックリスト提出にて全職員が実施している。（当事業のみを対象としてではなく、市全体の事業を対象としている。）

4.3. プライバシー保護への対応

別府市によるプライバシー保護に係る対応事項は以下である。

① プライバシーガバナンス

プライバシーの保護の取組としては、「別府市情報セキュリティ対策基準」に規定される体制で対応している。

- ・ プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化
- ・ プライバシー保護責任者の指名
- ・ プライバシーへの取組に対するリソース投入

② プライバシーに対する取組

前述のとおり、プライバシーの保護の取組としては、「別府市情報セキュリティ対策基準」に準じた体制で対応している。また、次の A～C に留意して本事業を実施している。

- A) 個人情報を取得する際には、政策目的を明確化したうえで、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。

データ項目の選定については、こどものウェルビーイングの推進につながるための政策目的「貧困」「不登校」に係る情報として、デジタル庁が策定した「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」や、「こどもデータ連携ガイドライン」を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象とし、必要最小限の情報のみ取得している。

- B) 取得した個人情報を基に、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。

総括管理主体にて提供した情報を基に支援担当者会議にてシステムで判定、抽出されたこどもについて協議し、人の目により支援や見守り等の必要性を確認・検討を行っている。

- C) 複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。

支援担当者会議にて支援が必要と判定されたこどもについて、活用主体である市内小中学校・教育相談センター等に対してこどもに対する偏見や不当な扱い等が生じないように十分配慮するとともに、個人情報の取扱い、プライバシーの保護について周知徹底している。

③ プライバシー評価

プライバシー評価は「別府市情報セキュリティ対策基準」において監査・自己点検項目として市全体で定めており、当事業単独での計画等については定める予定がない。

参考：「別府市情報セキュリティ対策基準」公開 URL

https://www1.g-reiki.net/city.beppu/reiki_honbun/t100RG00000090.html

第5章 仕組みの構築

5.1. システムの概要及びデータ連携方式

5.1.1. システムの概要

令和7年度実証事業において、利用したシステムの概要は以下図表 5-1 のとおり。

図表 5-1 システムの概要

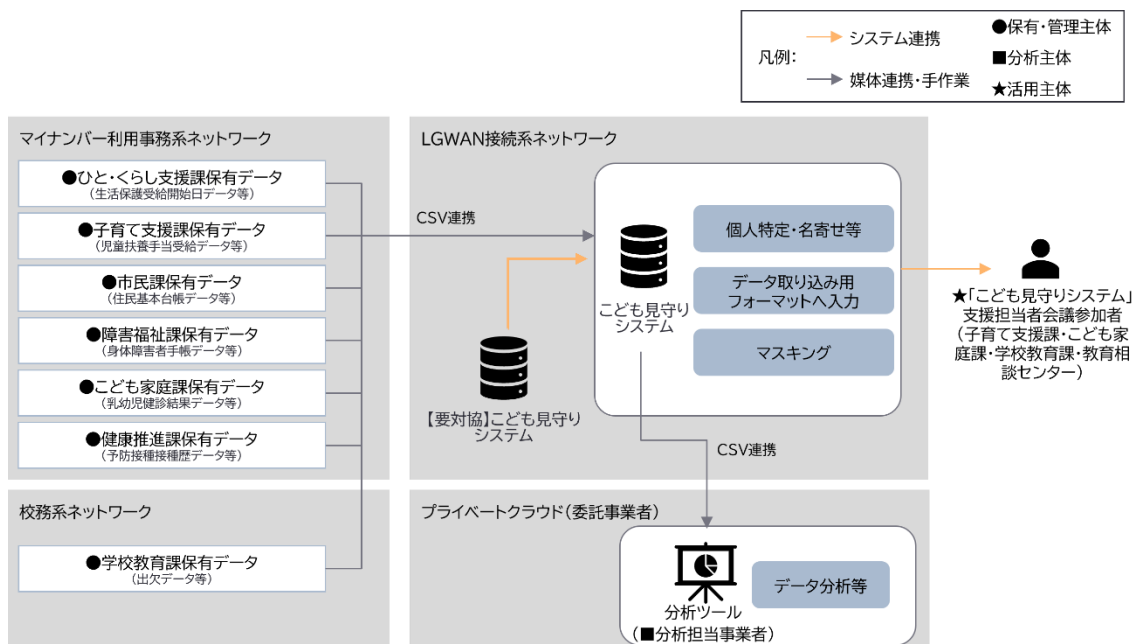
システム名	こども見守りシステム
機能概要	<ul style="list-style-type: none">・ 各種情報管理機能・ 管理情報検索機能・ 各種帳票出力機能・ 見守り判定機能・ 情報取り込み機能・ レポート/ダッシュボード表示機能
システム企画の設計に当たり、留意・工夫した事項、システムの特徴等	「こども見守りシステム」については、こどもを中心とした様々な性質の情報を一元化するため、信頼性の高いシステムが必要であったが、このようなテーマの既存パッケージはない状況であった。システムの開発については、Salesforce の基盤システムを用い、セキュリティを担保するとともに、LGWAN-ASP サービスと組み合わせ、堅牢なシステムを構築することができた。また、収集した各種情報について柔軟にデータの活用ができ、レポート作成なども容易で、拡張性が高いシステムのため、稼働後にも必要に応じて比較的容易に機能追加していくことができるシステムである。システムを活用することで支援が必要と判定されたこどもについて、柔軟に組み合わせたデータを利用することで、人によるアセスメントを効果的に実施することができた。

5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

令和7年度実証事業におけるシステム構成図は以下のとおり。システム構成は、令和6年度実証事業のシステム構成を継続して利用した。

「こども見守りシステム」は、LGWAN 接続系ネットワークに構築した。マイナンバー利用事務系ネットワーク及び校務系ネットワークの各システムが保有するデータを手動で CSV 連携し、データ加工や名寄せ等を行った上で「こども見守りシステム」に取り込んだ。

図表 5-2 令和 7 年度実証事業に係るシステム構成



5.2. データ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1. データ連携機能及び判定機能とその活用方法

システム上の主要な機能と関係者による活用方法は以下図表 5-3 及び図表 5-4 のとおり。

図表 5-3 主要なデータ連携機能及び判定機能

No.	機能名	機能概要
1	情報取り込み機能	データ取込画面において各種データの取込を実施する。
2	判定ロジック適用	見守り判定機能において、取り込んだデータの判定を実施する。
3	結果表示	判定した結果及び取り込んだデータを個別の児童情報や一覧にて表示する。また、レポート作成機能により、判定した結果や取り込んだデータについては CSV 出力が可能。

図表 5-4 判定機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	子育て支援課 情報政策課	システムの統括管理	LGWAN 接続系ネットワーク内に設置された専用端末からアクセスする。
2	学校教育課 こども家庭センター	支援対象のこどものアクセスメント	LGWAN 接続系ネットワーク内に設置された専用端末からアクセスする。
3	各小中学校 教育相談センター	支援の実施	直接アクセスはできない。各活用主体で把握している情報のみを表示したものを子育て支援課にて作成。

5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

システムを設計する際、自動連携で随時データを更新することが理想的と考えていたが「各課で取り扱うシステムが多岐に渡ること」「今後全国自治体で実施する基幹系システム（住民情報等）の標準化の見通しが立っていなかったこと」等の理由で自動連携が叶わなかった。また、データ連携機能を実装するに当たり、名寄せのキーとして宛名番号を利用したが、教育委員会が保持するデータについては宛名番号を利用していないため、宛名番号を附番する必要があった。実装における工夫としては、なるべく人的作業が発生しないように、システムで対応できる部分（要対協に登録されているこどものデータの連携等）は積極的にシステム機能に追加した。また、システムに取り込んだすべてのデータを出力できるようにしたことで、さまざまな観点からの抽出を行うことができるシステムとなった。今後の課題として、潜在的に支援が必要であるこどもを早期に発見できる判定ロジックが確立していないため、分析等を重ね、判定ロジックを定期的に見直す必要がある。

令和7年度から新たに利用している「生活習慣等調査情報」については、こども見守りシステムへ取込みを行うための改修が間に合わなかったため、生活習慣等調査結果をこども見守りシステムへ取り込むことができず、令和7年度は判定に活用することができなかった。令和8年度以降はこども見守りシステムへの取込みも可能となるため活用方法を検討していく。

第6章 支援への接続

6.1. システムによる判定の結果

6.1.1. 基本連携データ項目以外の項目による抽出

システムによる判定の結果はA～C判定という形で表示され、A判定には861名が該当した。そのうち

- ・ 小中学生に該当（未就学児、高校生以上は除外）
- ・ 要対協登録無し（要対協に既に登録されている場合は除外）
- ・ 生活保護に該当
- ・ 2024年10月から2025年3月までの期間に14日以上欠席があるこどもの4項目でさらに絞り込みを行った結果、10名が該当した。

6.1.2. 基本連携データ項目による抽出

別府市が連携している基本連携データ項目14項目のうち、7項目以上該当したこども上位20名を抽出した。結果として基本連携データ項目以外の項目による抽出と基本連携データ項目による抽出について、計30名のこどもに対する人による絞り込み（情報の聞き取り・支援方針の検討）を進めた。

図表 6-1 システムによる判定の結果

困難の類型	基本連携データ項目以外の項目	基本連携データ項目
貧困・不登校	10名	20名

6.2. 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1. 人による絞り込みの手法

令和7年度の人による絞り込みは以下のとおりのプロセスで実施した。

- ① システムで判定されたこどもを子育て支援課が整理し、こども家庭センターや小中学校、教育相談センターで把握しているこどもの近況の情報を集約。

- ② 各担当課で近況の情報を集約した結果、情報のない子どもについては、学校教育課を通じて学校側にこどもの近況調査を実施。

※なお、学校に対するヒアリングでは、別府市として貧困・不登校の可能性がある子どもに対するアプローチを行う事業に取り組んでいること自体は伝えるが、子どもに関する詳細を伝えることはしない。対象子どもに問題があると確定しているわけではなく、問題があるかどうかを判断するためにヒアリングを行うという建付けで、調査票を用意した。

- ③ 子育て支援課が子ども家庭課、学校教育課からの情報を基に支援案を作成。
④ 支援担当者会議を開催し、「困難の種類」、「支援の必要性」、「支援内容」、「支援アプローチ方法」を決定。

なお、支援担当者会議の参加者は以下のとおり。

【子育て支援課】

- ・ システム担当職員

【子ども家庭課】

- ・ 子ども家庭センター職員
- ・ 子ども家庭支援員

【学校教育課】

- ・ 教育委員会不登校担当職員
- ・ 教育相談センター職員
- ・ スクールソーシャルワーカー

6.2.2. 人による絞り込みの結果

まず、システムにより抽出された30名のうち、前述の人による絞り込みプロセスを経て、支援が必要であると判断した子どもは8名であった。

うち5名は学校が主導で支援を実施し、残りの3名は、生活保護受給者であったため、生活保護のケースワーカーにより、聞き取り等を実施の上で、見守り支援を実施する方針となった。

6.3. 実際の支援事例

6.3.1. 子ども等に対する取組内容

令和7年度に支援対象となった子ども（8名）については、子育て支援課と学校教育課の担当者が学校を訪問し、事業概要説明及び支援方針を説明するとともに、以下の内容で

支援を提案した。

- ・ 1 か月程度の期間で対象のこどもを見守ること。
- ・ 見守り期間中に子育て支援課・こども家庭課・学校教育課・教育相談センターにて検討した支援方策を、教育相談センターや学校が主体となり、支援を実施すること。
- ・ 現場の判断で追加支援は必要ないと判断した場合はその理由とともに報告すること。

また、令和7年度に支援依頼を行った支援結果については、以下図表 6-2 のとおり。

図表 6-2 支援内容

支援対象者数	8名
支援実施期間	令和7年12月～令和8年1月
支援行動	<ul style="list-style-type: none">・ こどもの見守り・ こどもへの声かけ・ 保護者への電話連絡・ こどもや保護者との個別面談・ 必要な支援関係者への接続
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・ 進路相談・ こどもや保護者の様子や心境についての聞き取り・ こどもや保護者の今後の意向の確認

6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

令和7年度支援対象とした8名に対する定量的な支援結果は以下のとおり。

- ・ 見守りのみを実施した人数：4名
- ・ 支援を実施した人数：4名

【支援内容】

- ・ 支援関係者への接続：2件
- ・ 個別面談：2件
- ・ 進学に関する個別支援：0件
- ・ 経済的援助制度等の紹介：0件

また、支援を実施した一部事例の詳細を以下図表 6-3 に示す。

※プライバシー保護の観点から一部情報は修正して記載している。

図表 6-3 支援事例

フェーズ	ケース 1	ケース 2
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での問題行動は見受けられないものの、家庭内では、問題行動が目立っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども本人は知的学級に所属しており、時間等のルールが守れないことがよくあった。 ・ 顔にひっかき傷がある状態で学校へ登校することが目立った。
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの状況を調査したところ、家庭内の衛生管理に問題があることを把握した。 ・ ケースワーカーへの聞き取りにより、両親共に発達障害の傾向が伺われることが判明した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親への聞き取りでは、現在は困りごとはないため、支援の必要はないとのことであった。
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の可能性のあるケースとして、県の中央児童相談所にて、世帯を監視下に置いている。 ・ 別途、中央児童相談所から保護者へ指導を行う予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども家庭課よりこどもが要支援児童になるとの連絡を受けたことで、今後はこども家庭課が学校と連携し、支援を行う。

6.4. 現行支援の在り方の見直し

実証事業を開始した令和6年度は支援方策を検討するに当たり、こども本人や保護者の生活習慣等の情報が不足しており、こどもや保護者の実態に則した支援が困難であった。しかし、令和7年度実証事業では、従来の行政データのみでは把握が困難であるこどもの生活傾向（睡眠時間、食事状況等）について収集を開始し、既存のデータ分析結果と照合し、活用することで、こどもや保護者の生活状況を捉えた支援を提供することが可能となった。

また、令和7年度実証事業では、学校やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセ

セラールに加えて、新たに生活保護のケースワーカーといった、従前は接点がなかった支援関係者と連携の上で、支援を実施することができた。

6.5. 支援・見守りの効果的な手法

こども一人ひとりの近況情報（個票）と生活習慣等に関する調査データを組み合わせることで、こどもの生活背景や状態を具体的に把握できるようになった。これにより、支援担当者の支援実績や経過と照合しながら、支援担当者会議や学校へ支援依頼を行う際に、校長や教頭等の教職員からこどもの学校生活や家庭の状況等の現場感覚を踏まえた精度の高い情報共有が可能となった。

第7章 事業効果の評価・分析

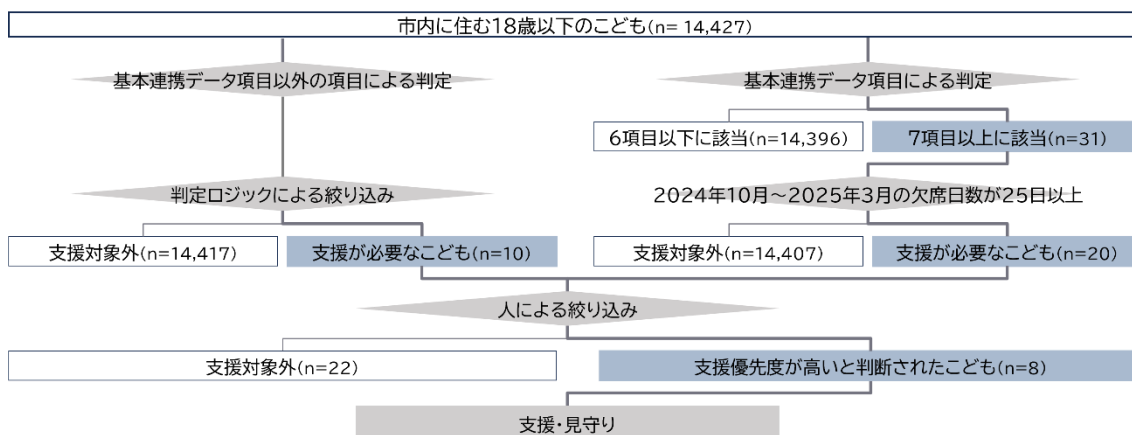
7.1. データ連携による抽出結果の全体像

令和7年度実証事業における支援対象となるこどもの抽出結果は、以下図表 7-1 のとおり。

別府市の18歳以下のこども14,427名のこどもに対して、「①基本連携データ項目以外の項目による判定」と「②基本連携データ項目による判定」をそれぞれ実施した結果、①10名、②20名の計30名のこどもに対し「支援が必要なこども」という判定となった。

次に上記30名のこどもに対して人による絞り込みを実施した結果、8名のこどもに対し「支援の優先度が高い」という判断となったため、当該8名に対し、学校や教育相談センター等の支援実施主体へ支援を依頼し、支援を実施することができた。

図表 7-1 抽出結果の全体像



7.2. 有用と考えられるデータ項目

支援実施後に、令和7年度に利用したデータ項目の困難の類型との関連性について分析を行った。分析手法は Boruta と呼ばれるもので、RandomForest に代表されるデータ項目の重要度を算出するアルゴリズムを用いた。あるデータ項目が、ランダムな項目（すなわち明確に困難の類型と関連がない項目）よりも重要か否かの比較を繰り返し行うことで、そのデータ項目が重要か否かを、統計的検定を通して判断する手法である。なお、ここでいう「重要」とは困難の類型を予測する場合に、予測の精度を向上させることを意味す

る。

また、Boruta で重要と判断されたデータ項目を用いて決定木分析を行い、決定木の分岐に利用された項目について最終的に関連性が高いと判断した。

なお、決定木分析の結果、貧困と不登校との関連性が高いと考えられるデータ項目を以下に示す。

<貧困>

- ・ DV フラグ情報
※「DV フラグ情報」は住民基本台帳データに含まれている。
- ・ 要保護児童情報
- ・ 児童扶養手当受給情報

<不登校>

- ・ 年齢
- ・ 出欠情報
- ・ 学力・体力情報
- ・ 生活習慣等調査情報
- ・ 生活保護、児童扶養手当、就学援助受給情報

7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

令和7年度実証事業における成果・進捗状況は以下図表 7-2 のとおり。なお、測定指標については、令和6年度実証事業と同様の指標を用いて評価を実施した。

図表 7-2 令和7年度実証事業における成果・進捗状況

No	目標	測定指標	令和7年度初 時点の実績、 令和7年度末 時点の成果・ 進捗	補足
1	見守り・支 援へ接続・ 実施したこ どもの割 合・件数	「システム判定」 及び「基本連携デ ータ項目」での抽 出により支援優先 度が高いと判断さ れたこどもの数	30名	・ システム判定で抽出された10名 ・ 基本連携データ項目で抽出された10名 ・ 半熟仮想社の分析結果を基に抽出され た10名

No	目標	測定指標	令和7年度初 時点の実績、 令和7年度末 時点の成果・ 進捗	補足
		人による絞り込みを経て、支援優先度が高いと判断したこどもの数	8名	・ 上記30名について、人によるアセスメントを実施した結果、うち8名について、新規又は追加の支援を実施することとなった。
		支援対象こどもへの困難の類型決定数	34件	・ 支援担当者会議にてアセスメントを実施した結果、上記30名に対し延べ34件の困難の類型を決定した。(複数項目の該当者あり)
		支援関係者への接続	2件	・ 要対協 2件
		登校支援ルームの紹介・見学	0件	—
		個別面談	2件	・ 保護者との個別面談 2件
		進学に関する個別支援	0件	—
		経済的援助制度等の紹介	0件	—
2	福祉部局と教育委員会との連携の強化	教育委員会との相談・打合せ回数	40回/年	・ 事業全体に係る会議件数、打合せ件数の合計数
		学校への事業説明回数及び支援連携校数	説明回数 ⇒2回/全校 支援連携校数 ⇒6校	・ 令和7年度に校長会等で事業説明を行った回数 ・ 令和7年度に実際に支援を依頼・連携した学校の数
3	システム性能の向上	システム取扱データ項目の増加数	1項目	・ 令和7年度は以下データ項目について新たに取得し、システム連携を開始できるよう準備した。 ➤ 生活習慣等調査情報
4	データ分析の実施	データから発見されたハイリスク児童の人数	Boruta分析により以下の数の重要データ項目が発見	・ 決定木分析に利用された項目は以下のとおり。 【貧困】 ➤ DVフラグ情報

No	目標	測定指標	令和7年度初 時点の実績、 令和7年度末 時点の成果・ 進捗	補足
			された ・ 貧困 34 項目 ・ 不登校 73 項目	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 要保護児童情報 ➤ 児童扶養手当受給情報 【不登校】 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 年齢 ➤ 出欠情報 ➤ 学力・体力情報 ➤ 生活習慣等調査情報 ➤ 生活保護、児童扶養手当、就学援助 の受給情報
		データから発見さ れたハイリスク児 童の人数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困 115 件 ・ 不登校 47 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のうち、基本データ連携項目、シ ステム判定抽出にも該当している児童 をアセスメント対象とした。

上記に係る成果に加え、以下のような副次的効果も得られた。

- ・ 職員のデータリテラシーが向上した（数値の読み取り・分析、個人情報保護に関する理解の向上）。
- ・ 収集したデータを利用することでの新たな視点、切り口での支援方針を再検討できた。
- ・ こどもの不登校・貧困支援現場でのヒアリングにより明らかとなった課題の洗い出しができた（家庭・保育施設・学校との連携、支援者間の情報共有、学校の教職員の負担等）。
- ・ 横断的データ連携による縦割り行政の職員意識の変化が見られた。
- ・ 支援体制の継続的運用を前提とした、必要データの所在・所管・保管方法等の共通理解が明確になった。
- ・ こども一人ひとりの近況情報（個票）と生活習慣等に関する調査データを組み合わせることで、こどもの生活背景や状態を具体的に把握できるようになった。これにより、支援担当者の支援実績や経過と照合しながら、現場感覚を踏まえた精度の高い情報共有が可能となった。
- ・ A 判定抽出精度の向上により、既に支援につながっているこどもの把握が進んだ一方で、B・C 判定に分類されたこどもの中に、これまで十分に支援につながってい

なかったこどもが含まれている可能性が見えてきた。

- ・ 支援の質の向上と多角的なアセスメントが実現した。
- ・ 現場課題の発見ができた（関係機関の連携や教職員の負担等）。

第8章 考察・まとめ

8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については、以下図表 8-1 のとおり。

図表 8-1 実証事業を通じて得られた示唆

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 本実証事業は別府市内での横断的な取組であり、関係課の理解・協力を得ることが必要であるため、関係課への説明や合意形成に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課が抱える個人情報の取扱いに対する懸念に対応するため、総務課とともに本実証事業に関わる個人情報の取扱い方針を整理した上で、関係課課長への説明に臨んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課との協議内容や収集予定のデータ項目について整理し、丁寧に説明したことで、関係課課長からも理解をえることができ、関係課内の連携が強化された。
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度はこどもや保護者の生活習慣を示すデータが不足しており、支援対象者の状況に応じた支援の実施が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの生活習慣を把握するため、困難の種類と関連性が深いと考えられる生活習慣等調査情報を新たに収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの生活習慣について把握可能なデータを収集することで、困難の種類との関連性が高いと思われるこどもの生活傾向を把握した上で、こどものニーズに応じた支援を届けることができた。
個人情報取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の個人情報の取扱いに当たり、「別府市こ 	<ul style="list-style-type: none"> こどもデータ連携ガイドラインを参照し、総務課との 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降の個人情報の取扱いに当たり、首長部

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
	<p>ども見守りシステムガイドライン」では「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号」に基づく目的外利用として整理済であったため、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」として整理することが困難であった。</p>	<p>協議の上で利用目的を特定し、収集するデータが特定した利用目的から逸脱していないか確認した。</p>	<p>局が保有する情報を内部利用する場合においては、令和 6 年度に公開した個人情報ファイル簿に記載している利用目的を基に、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」として整理することができた。</p>
<p>こどもデータ連携の仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度から新たに利用している生活習慣等調査情報について、こども見守りシステムへの取込みが間に合わず、判定に活用することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣等調査情報については、調査結果を個別に分析し、支援方針を検討する際に活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援方針を検討する際に、生活習慣等調査情報を活用したことで、こどもや保護者の生活状況の実態を捉えた支援方策を検討することができた。
<p>データ準備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 収集する各課のデータに対して、宛名番号の附番やマスキング等の加工が必要な状態であった。 	<ul style="list-style-type: none"> データの不備を減らすため、データの保有課に加工を依頼するのではなく、元のデータ形式のまま受領し、総括管理主体である子育て支援課で加工を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課にてデータの加工を行ったことで、データの不備が減少し、システムによる分析をスケジュールどおりに行うことができた。

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> システムにてリスク値が高いと判定されたこどもは既に支援へ接続されている場合が多く、別途新規支援につなげる必要性が低かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降は、リスク値がやや低いこどもへの支援要否も検討し、支援を実施していけるよう取り組みたい。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク値がやや低いこどもに対しても支援要否を検討することで、潜在的にリスクを抱えているこどもに対して予防的な支援を提供でき、リスクの顕在化を防止することができると思う。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 取組について令和6年度同様、定量的に評価を行い、令和6年度と比較をすることができたが、現場の意見を踏まえた定性的な評価を行うことが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員へのヒアリング等を行い、現場の意見を踏まえ、定性的な指標も用いて事業効果の評価を行いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標に加えて、定性的な指標も用いて取組の評価を行うことで、現場職員の意見も踏まえることができ、本実証事業の効果をより正確に評価することができると思う。

8.2. 課題・令和8年度以降の取組

本実証事業における課題については図表 8-1 に記載のとおりである。

令和7年度実証事業では、収集するデータに対して、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2）となるよう整理するに当たり、利用目的を特定する方法の検討や収集するデータが特定した利用目的から逸脱していないかの確認に時間を要した。また、令和7年度実証事業では、教育委員会で保有する情報を首長部局へ外部提供する場合において、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2）として、整理を試みたが、「別府市こども見守りシス

テムガイドライン」では「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく目的外利用と整理済みであったため、上記の整理を行うことが困難であった。従って、今後は本取組の継続的な実施を見据え、「別府市こども見守りシステムガイドライン」等の一部を改めることも検討している。

また、支援については、令和 7 年度実証事業では、こども見守りシステムで高リスクである可能性が高いとされる A 判定のこどもは既に何らかの支援へと接続されている場合が目立った。そこで今後はリスク値がやや低いとされる B,C 判定のこどもに対しても支援要否を検討し、こども見守りシステム事業の目的である潜在的にリスクを抱えているこどもに対して早い段階で効果的な支援につなげることを目指す。